



みんなが、子育てしやすい国へ。

すくすくジャパン!



# 平成30年度における 子ども・子育て支援新制度に関する 予算案の状況について

内閣府子ども・子育て本部  
厚生労働省子ども家庭局  
文部科学省初等中等教育局

# 平成30年度内閣府予算案の主要施策(子ども・子育て関係)

## 子ども・子育て支援新制度の実施(一部社会保障の充実)

(平成29年度予算額)

(平成30年度予算案)

2兆4,550億円

→

2兆5,885億円【年金特別会計】

※平成29年度予算額は、一般会計予算から移管される「子どものための教育・保育給付」を加算している。

子ども・子育て支援新制度の実施による幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の充実、「子育て安心プラン」に基づく保育園等の受入児童数の拡大、「放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの拡充などにより、子どもを生き育てやすい環境を整備する。

## 子ども・子育て支援新制度の実施(年金特別会計に計上)

2兆5,885億円(2兆4,550億円)

### ◆教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実(一部社会保障の充実)

1兆387億円(9,167億円)

すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の向上を図る。

#### 《「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)による「子育て安心プラン」の推進》

待機児童解消に向けて来年度から実施する「子育て安心プラン」に基づく32万人分の保育の受け皿増に対応するため、事業主から徴収する事業主拠出金率の法定上限を0.25%から0.45%に引き上げ、企業主導型保育事業と保育の運営費(0~2歳児相当分)に充てることとしている。

事業主拠出金率の引き上げは段階的に実施することとし、平成30年度は、0.29%(現行+0.06%)とする。

### ① 子どものための教育・保育給付

9,031億円(7,928億円)

#### ○ 子どものための教育・保育給付費負担金

8,977億円(7,879億円)

- ・施設型給付、委託費(認定こども園、幼稚園、保育園に係る運営費)
- ・地域型保育給付(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費)

#### ○ 子どものための教育・保育給付費補助金

54億円(49億円)

認可保育園等への移行を希望する認可外保育施設や認定こども園への移行を希望して長時間の預かり保育を行う幼稚園に対し、特定教育・保育施設への移行を前提として運営に要する費用について財政支援を行う。

※ 平成30年度予算案より、「子どものための教育・保育給付」については、内閣府 一般会計予算から、内閣府 年金特別会計子ども・子育て支援勘定に移管される。

【主な充実の内容】

・ 保育士等の待遇改善

平成29年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士等の待遇改善(保育士・幼稚園教諭・保育教諭+1.1%)を平成30年度の公定価格にも反映する。

・ 幼児教育の段階的無償化等

1号認定子どもについて、年収約360万円未満相当世帯の第1子及び第2子の保育料を軽減する。

② 地域子ども・子育て支援事業

1,356億円(1,239億円)

○ 子ども・子育て支援交付金 1,188億円(1,076億円)

市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援する。

- ・ 利用者支援事業
- ・ 延長保育事業
- ・ 放課後児童健全育成事業
- ・ 地域子育て支援拠点事業
- ・ 一時預かり事業
- ・ 病児保育事業
- ・ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 等

○ 子ども・子育て支援整備交付金 168億円(163億円)

放課後児童クラブ及び病児保育施設への施設整備等を支援する。

【主な充実の内容】

・ 放課後児童クラブの拡充

「新しい経済政策パッケージ」に基づき、「放課後子ども総合プラン」に掲げる放課後児童クラブの2019年度末までの約30万人分の新たな受け皿の確保を2018年度末までに前倒しして実施するため、施設整備費の補助率嵩上げを継続し、放課後児童クラブの受入児童数の拡大を図る。

・ 幼稚園における2歳児等の受入れ推進

「子育て安心プラン」に基づき、一時預かり事業(幼稚園型)により、幼稚園において保育を必要とする2歳児を定期的に預かる仕組みを創設するとともに、3～5歳児に対する預かり保育の長時間化等を推進するための補助の拡充を行う。

# 「子育て安心プラン」に基づく一時預かり事業（幼稚園型）の充実

H30予算額(案)(公費): 114億円  
(前年+17億円)

## 2歳児の受入れ(幼稚園接続保育)について

- 幼稚園のまま、保育を必要とする2歳児(3号認定子ども)を定期的に預かる仕組みを創設。
- この仕組みは、新制度幼稚園のみならず、私学助成園も対象となるよう設計。
- また、①受入れに当たって市町村の利用調整が不要、②給食の自園調理が不要、③職員に占める有資格者の割合は1/3以上で良いなど、実施要件を柔軟化。
- 補助単価は、基本分として、子ども1人日額1,850円を措置。預かりが8時間を超えた場合、長時間加算として、1時間当たり230円を加算(11時間預ければ、合計2,540円)。  
(※)利用者負担は、これとは別途、徴収可(市町村又は各園で自由に設定)

## 3~5歳児に対する預かり保育について

3~5歳児に対する預かり保育のより一層の推進を図るため、以下の2点の充実を実施。

- ① 長時間の預かり(8h超)に対する加算単価を1.5倍に増額  
【9h:100円⇒150円、10h:200円⇒300円、11h:300円⇒450円】
- ② 事務負担に対応するための加算を創設  
【長時間・長期休業中の預かりなど行う施設が対象(1施設当たり年額:138万円)】

# 一時預かり事業（幼稚園型）による2歳児定期利用の制度概要

【趣 旨】子育て安心プランに基づき、幼稚園における2歳児の迅速な受入れを推進する

【実施主体】市区町村（市区町村が認めた者へ委託等も可）（※）待機児童が存在する市区町村等を想定

赤字：従来の一時預かり事業  
（幼稚園型）との相違点

## 【要 件】

### （1）実施場所

幼稚園（新制度園及び私学助成園）

### （2）対象児童

2歳児（2歳の誕生日を迎えた時点で対象）のうち、3号認定を受けた児童

（※）本事業の利用に当たっては、対象児童の保護者と各施設が直接契約（市区町村による利用調整等の関与はなし）

### （3）職員配置基準

認可保育所等と同じ（6：1）

（※）上記配置基準により算出される必要教員数が1人の場合でも2人以上配置。ただし、必要教員数が1人の場合で、幼稚園等の職員（保育士又は幼稚園教諭）からの支援を受けられる場合は、専任職員（常勤・非常勤を問わない）は1人で可

### （4）職員資格

・保育士、幼稚園教諭免許状所有者、市町村長等が行う研修を修了した者（子育て支援員）

（※）当分の間、①小学校教諭普通免許状所有者、②養護教諭普通免許状所有者、③幼稚園教諭教職課程・保育士養成課程を履修中の学生で教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると市町村長が認める者、④更新講習を受講せず免許状が失効した者を含む

・ただし、職員の2分の1（当分の間、3分の1）以上は、保育士又は幼稚園教諭免許状所有者

（※）本事業の担当職員のうちに保育士がいない場合、幼稚園等に在籍する保育士資格保有者が支援

### （5）給食

自園調理は必須としない（外部搬入の場合、調理室・調理設備は不要）

### （6）利用者負担

各市区町村又は施設において、負担が過大とならないよう配慮しつつ設定

【補助単価（子ども1人当たり日額）】 基本分（8時間）：1,850円、長時間加算（+1時間～+3時間）：230円～690円

【留意事項】認可外保育施設としての届出は不要。学校法人では「付随事業」としての位置づけ（寄付行為の変更は不要）

# 一時預かり事業(幼稚園型)の拡充内容(3~5歳児に対する預かり保育の推進)

## 趣 旨

子育て安心プランに基づき、3~5歳児に対する預かり保育の更なる推進を図るため、長時間の預かりに係る単価の増額や、事務負担に対応するための加算の創設を行う。

## 課題及び対応

### 1. 長時間化の推進

- ・ 待機児童の受入れ推進のため、長時間・長期休業中の預かりを更に充実させる必要
- ・ 恒常的に長時間の預かりを利用する場合、保護者負担が重いとの指摘



長時間の預かり(8時間超)に係る単価を1.5倍に増額(これにより、保護者負担は現行の半額とすることが可能)

		改善前	改善後
長時間加算	+1h	100円	<u>150円</u>
	+2h	200円	<u>300円</u>
	+3h	300円	<u>450円</u>

### 2. 事務負担への対応

- ・ 子ども毎の利用日数や時間の管理、市町村(広域利用の場合は複数)への請求等に係る事務負担が重い
- ・ 現行制度上、事務経費が措置されておらず、事務職員を雇うのは困難



長時間・長期休業中の預かりを行い、かつ、小規模保育等の連携施設になっている施設を対象に「就労支援型施設加算」(仮称)を創設し、事務経費を支援

#### 【加算単価】

1施設当たり年額 約138万円

※ 非常勤事務職員1人分を措置(5,320円×260日)